

三重県公共事業情報統合データベース（第８期）

構築・運用保守業務委託

特記仕様書（システム構築）（案）

三重県 県土整備部

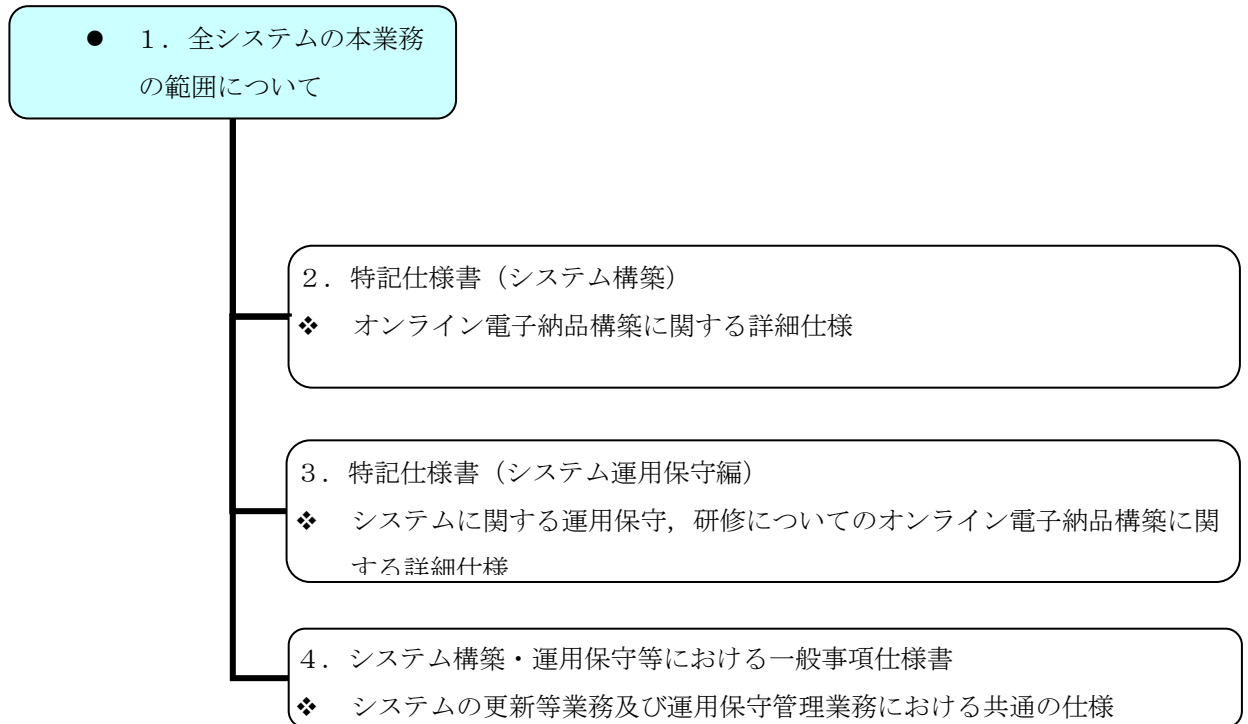
技術管理課 情報化班

1. 本特記仕様書の位置付け	2
2. 用語の定義.....	3
3. 業務内容	4
3.1. 電子成果品保管管理システムの構築.....	4
3.1.1. システム構成	4
3.1.2. 利用条件	4
3.1.3. 利用範囲	4
3.1.4. 主な機能	5
① 検索機能.....	5
② 閲覧・ダウンロード機能	5
③ 登録機能.....	5
3.2. データ移行	5
3.2.1. 現行システムからのデータ移行	5
3.2.2. 移行計画	6
3.3. 研修.....	6
3.4. 試験運用.....	6
3.5. マニュアルの作成	6
3.5.1. 操作マニュアル.....	6
3.5.2. CALS 電子納品運用マニュアルへの対応.....	6

1.本特記仕様書の位置付け

本特記仕様書は、三重県公共事業情報統合データベース（第8期）構築・運用保守業務委託（以下「本業務」という。）についての委託業務範囲を記載している。

なお、仕様書等の体系は下図のとおりである。



2.用語の定義

発注者：本業務の発注者

受託者：本業務の受託者

工事等：工事及び業務委託

発注機関：工事等の発注者

工事等受注者：工事の請負業者又は業務委託の受注者

本システム：本業務で構築する電子成果品保管管理システム

利用者：本システムを利用する職員、工事等受注者の担当者

システム管理者：本システムを管理する技術管理課の職員

出先機関：県土整備部出先機関（建設事務所及び建設事務所管内土木事務所、管理事務所のほか、営繕課、農林水産部、企業庁関係事務所）

組織：本システムにおける「組織」とは、登録された電子成果品を相互に閲覧できる範囲を示し、県組織における部門（単独又は複数の局等で構成される）単位のこと。

所属：本システムにおける「所属」とは、電子成果品の登録ができる範囲を示し、県組織における所属単位（本庁では事業課単位、地方機関では機関単位）を標準とする。

電子納品：工事等受注者が「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」等に従い、成果品の電子データを納品すること。

電子成果品：電子納品された成果品の電子データ

3.業務内容

3.1. 電子成果品保管管理システムの構築

3.1.1. システム構成

① 方式

受注者からの成果品および発注者の業務負担軽減や効率化が可能になるよう、クラウド方式によるシステムを構築する。

② 取り扱いデータ

電子成果品、関連データの保管容量（データ量）は上限 30TB とする。これを超える場合は保管容量の追加が可能となる仕様とすること。保管容量追加時の費用については、別途発注者と受託者間で協議の上決定とする。

なお、年間登録件数は 2,000 件を想定している。

③ 利用形態

システムは、発注者が利用しているブラウザ（Microsoft Edge 等）、工事等受注者が一般的に利用できるブラウザで動作すること。

3.1.2. 利用条件

① システム利用可能時間

原則、受託者が行うシステム及び機器・ソフトウェアの更新等のメンテナンス作業に伴う使用停止を除き、365日、24時間稼働できるものとする。また、何らかの理由によりシステムを停止せざるを得ない場合には、管理運営を行う者が、あらかじめシステム管理者に報告するとともに、利用者に対してシステムの画面上に表示できる仕組みとする。

② セキュリティ対策

インターネット上にデータを保管することから、不正アクセスやデータ漏洩に対して厳重な対策を講じること。また、セキュリティ対策の観点から、利用者が定期的に当該システムにログインするためのパスワードを任意に変更可能なように設定できること。

また、ログインするためのパスワードは、利用者が分からない場合の対策として、発注者及び受託者がリセット可能とする機能を付加すること。

3.1.3. 利用範囲

① システムの利用者

システムを利用する機器の数は下記のとおりとする。

機器の区分	用途	機器数	設置場所
職員端末 (一人一台 PC)	成果品の検索・閲覧・ダウンロード・アップロード	2000 台程度	本庁、地方機関、関連事務所
	システム管理者	10 台程度	本庁（技術管理課）
工事等受注者 (PC)	発注者が許可した案件の電子成果品のアップロード、ダウンロード	年間 2000 台程度	工事等受注者の社屋等

3.1.4. 主な機能

主な機能は以下の通り。

詳細な機能については別紙「(全体仕様書) 機能一覧表」を参照。

① 検索機能

- 登録データの検索機能
三重県公共工事進行管理システムの工事情報より抽出したキーワード・位置情報で検索できる仕様とする。
- 検索機能の利用範囲
発注者は本システムに登録されている全案件の検索を可能とする。

② 閲覧・ダウンロード機能

- 登録データの閲覧機能
工事等の情報により電子成果品を検索し、検索結果より電子成果品内のデータを閲覧する機能を有すること。
- 登録データのダウンロード機能
上記の検索結果より電子成果品内のデータをダウンロードする機能を有すること。

③ 登録機能

- 登録の範囲
工事等の電子成果品については、発注機関の担当者のほか、発注者が指定した工事等受注者も登録できる仕様とする。
<補足>データ移行対象の電子成果品は、令和8年度末の想定となります。
・令和7年度末時点：26.916 件、11.9TB
・令和8年度の登録予定件数（R7年度と同数想定）1,786 件、1.75TB
令和8年度末合計（上記の合計） 28,702 件、13.65TB

3.2. データ移行

3.2.1. 現行システムからのデータ移行

現在、三重県が運用している三重県統合情報データベースシステムに登録されている電子成果品全てを本システムへ移行する。

現行システムに登録されているデータ移行対象の電子成果品		
委託・工事等の件数	データ容量	データ種類
28,702 件	13.65TB (テラバイト)	Word、Excel、PDF、CAD ファイル、写真データ等

現行システムでは電子成果品データの保管および三重県統合情報データベースシステムのデータベースに書誌情報等が管理されている。データベースより移行データの情報を抽出し、移行する電子成果品を登録できるようにすること。また、一部の成果品データについてはメディア分割されているデータが存在する。分割されている電子成果品も移行すること。

なお、万が一、何らかの理由により、現行システムから新システムへのデータ移行が難しい場

合、代替措置として現行システムに登録されたデータを参照できる機能を有したものを準備すること。

<補足>

- ・ どうしても難しい場合を想定して追記しています。何らか貴社の提案があればご教授ください。

3.2.2. 移行計画

移行する際に事前に発注者へ移行計画書等を提出し、承認を得たうえで実施すること。また、移行完了時には別途移行データ一覧等の資料を発注者へ提出すること。なお、必要な場合には現行システム保守会社と調整のうえ、移行するデータの検討を行うこと。

3.3. 研修

システム構築完了後、発注者、利用者、工事等受注者への研修等の協力を行うこと。また、実施の際には研修用の資料を作成し、それを用いて実施すること。

研修に関しては以下を想定している。

対象者	参加人数	回数※	説明会時間	開催場所
発注者	1400 人程度	10	2 時間/1 回	別途協議(WEB 会議含)
工事等受注者	2,8000 社程度	28	1 時間/1 回	別途協議(WEB 会議含)

※研修回数は実施形態等により変更となる場合は発注者と協議し決定すること。

3.4. 試験運用

システム構築完了後、納品前に試験運用を行い、発注者の確認を受けること。試験運用に用いるデータ等に関しては発注者と協議のうえ決定すること。

3.5. マニュアルの作成

3.5.1. 操作マニュアル

電子成果品保管管理システムへ電子成果品を登録する操作マニュアル（管理者用、発注機関の職員用、工事等受注者用）を作成する。各操作マニュアルの内容は以下のものを想定している。

- ・ システム管理者（技術管理課）用の操作マニュアル：システム管理機能についての内容
- ・ 発注機関の職員用の操作マニュアル：システムの操作機能全般についての内容
- ・ 工事等受注者用の操作マニュアル：電子成果品の登録方法に関する内容

3.5.2. CALS 電子納品運用マニュアルへの対応

例年 7 月に改訂する三重県 CALS 電子納品運用マニュアルに新規要領対応等があった場合、新しい要領での登録に対応できるようにシステムの改修を行うこと。